

採点表（審査基準）

（明石市立幼稚園給食調理等業務委託）（単価契約）（長期継続契約）

応募者

採点者

区分	審査項目		審査基準	配点		評価内容	点数	採点
				内訳				
企画提案評価	(1) 幼稚園給食に対する理解	①幼稚園給食の意義や重要性に対する理解度	・幼稚園給食が幼児教育の一環であることを理解し、従業員に対して食の面から子どもたちの教育に携わることや、園児の生命に直接関わることの重要性を十分に認識しているか。	30	10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		②幼稚園給食調理業務に取り組む意欲・姿勢	・子どもたちのために“より安全でよりおいしい”給食を提供するための理念・方針等を有し、その実現に向けての研究・取り組みが期待できるか。（利用者の意見を反映させるための方策を有しているか。） ・市の食育の推進に対する取り組みに協力できるか。		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		③幼稚園運営への協力	・子どもたちの安全を最優先とし、給食の配送ルートや配送及び回収時間への柔軟な対応が期待できるか。 ・給食提供を必要とする子どもたちが、給食の申し込みができるように、給食注文の締切に柔軟な対応が期待できるか。		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
	(2) 安全衛生管理体制	①安全衛生管理能力（自社マニュアルの確立状況等）	・HACCPの考え方に基づき「大量調理マニュアル」及び「学校給食衛生管理基準」と同等以上の衛生管理マニュアルを自社において確立しているか。	90	10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		②安全管理体制	・食材の選定（生産地）及び検収（品質・鮮度等）において、安全を担保するための基準を設け、確実に実行できる体制が整備されているか。		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		③食中毒・異物混入事故防止対策	・食中毒・異物混入事故を防止するための具体的な対策が確立されているか。		15	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	15点 12点 10点 5点 0点	
		④食中毒・異物混入事故発生後の対応	・食中毒・異物混入事故が発生した際、迅速な原因追及及び再発防止策の徹底に取り組める体制が確立されているか。		15	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	15点 12点 10点 5点 0点	
		⑤危機管理体制	・突発的な事故の発生に対応できる体制が構築されているか。		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		⑥定期的な自主点検体制	・安全衛生管理状況等の監視体制や業務改善を進める体制が構築できているか。		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		⑦従業員教育・研修体制	・従業員に対し、定期的に安全衛生管理等に関する教育や研修を実施する体制が充実しているか。		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		⑧従業員の健康管理体制	・従業員の健康管理体制（定期的な健康診断や検便等の実施のほか、精神面や心理面にも配慮されたものとなっているか。）が十分に整備されているか。		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
	(3) 業務遂行能力	①業務実績	・国、地方公共団体、又は私立幼稚園等からの発注に係る3歳～5歳の幼児を対象とした給食調理業務（外部搬入方式によるものに限る。）の業務実績を有し、仕様書に定める業務を履行できる能力があると認められるか。	90	15	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	15点 12点 10点 5点 0点	
		②業務遂行の組織体制	・仕様書に定める業務を円滑に遂行するため、必要とされる資格及び経験を有する各業務責任者が適切に配置され、指示事項が迅速に現場に伝わる体制が構築されているか。		15	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	15点 12点 10点 5点 0点	
		③給食開始までの事前研修計画等	・人員募集や事前研修の計画等が妥当なものであり、仕様書で求められる水準の業務を円滑に遂行する能力があると認められるか。		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		④業務の実施体制（報告・連絡・責任）	・給食業務における報告・連絡等の対応について、組織としての支援体制が整った業務実施体制となっているか。		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		⑤従業員の勤務体制	・調理や配送における従業員の配置人数や勤務シフト計画は無理がなく、妥当なものであるか。 ・各業務の人員配置やその人員の確保は妥当なものか。		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		⑥雇用の安定性の確保	・常勤者については、委託期間中継続雇用するとともに、その他の調理業務従事者についても継続雇用を基本とし、安定した給食の供給が期待できるか。 ・従業員の急な退職や休暇に対応できるように、代替要員の確保ができる体制になっているか。		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		⑦損害賠償保険への加入	・食中毒や事故発生時の対応として、生産物賠償責任保険に加入しており、そのグレード（賠償額）が十分に損害を補償できるものであるか。		5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	

採点表（審査基準）

（明石市立幼稚園給食調理等業務委託）（単価契約）（長期継続契約）

応募者

採点者

		⑧代行保証体制等の整備	・火災・労使争議・その他の事情により業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合に備え、業務を代行できる能力が担保されている体制が整備されているか。		5	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		⑨企業の安定性	・健全な財務状況であり、長期にわたって業務が実施できる企業であるか。		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
	(4) 提供給食内容	①献立の作成および魅力的な給食の提供	・市が定める給食栄養目標（エネルギーや各栄養素）の栄養価を充足させる献立を作成する能力を有し、献立内容において見た目や味付け、使用する食材及びその形状等が子どもにとって魅力的な給食を提供できると認められるか。	20	10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		②地産地消の推進・食材の選定	・使用する食材は、兵庫県または明石市近郊のものを積極的に使用しているか。		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
企画提案評価	(5) 食物アレルギー対応	①食物アレルギー対応食の提供	・食物アレルギー対応食の献立内容は、通常の給食と極端に乖離した栄養量及び献立内容となっていないかなど、子どもへの提供に適した内容であるか。	20	10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
		②安全性の確保	・自社において、食物アレルギー対応食を調理する際の運用マニュアルを作成しているか。 ・調理及び配膳、搬入等の工程は、安全性を確保できているか。		10	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 6点 2点 0点	
公共性（施策反映）評価	(1) 障害者の積極雇用		・障害者雇用促進法第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか。 ・障害者雇用促進法第43条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者の雇用があるか。	20	5	ある ない	5点 0点	
	(2) 子育て支援への取組		・結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくり など ・法定を上回る育児休業制度を就業規則で規定 ・職場復帰しやすい環境の整備 ・子育て中の従業員向けの相談体制の整備 など		5	充実している 普通 充実していない	5点 3点 0点	
	(3) インクルーシブ推進に関する取組		誰もが働きやすい就労環境の整備、ハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に障害者等が積極的に参画する機会 など ・フレックスタイム制、在宅勤務や通勤緩和制度など ・ハラスメントについて相談や苦情のための特別窓口やカウンセラーの配置 ・それぞれの特性に応じた適正な雇用及び人事考課基準の明確化 ・インクルーシブに対応した施設整備 など		2	充実している 充実していない	2点 0点	
	(4) 若年雇用者育成のための取組		・エルダー制度など若手従業員を個別実地に熟練者が育成するような制度を事業所として制定（単なる研修や費用の補助は除く。） など		2	充実している 充実していない	2点 0点	
	(5) 更生支援のための取組	①保護観察所への協力雇用主登録	・保護観察所への協力雇用主としての登録があるか。		2	ある ない	2点 0点	
		②刑事施設出所者等雇用	※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る。 ・刑事施設出所者等を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等が整備されているか。		2	ある ない	2点 0点	
	(6) 労働安全衛生のための取組		・厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか。		2	受けている 受けていない	2点 0点	
	価格評価		70点×（51円÷（当該参加者の参考見積金額－（A－51円）） ※A⇒当該参加者の中で最低の参考見積金額 ※小数点以下切り捨て		70	70		
	合計		A		340			
	審査基準点		A×100／340 ※小数点以下切り捨て		100			

※ 審査基準点（50点）未満は失格とする。（選定委員のうち、審査基準点が50点未満の者が1人でもいた場合においては、当該参加者を失格とする。）